

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の機関の審議を経るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人東京農工大学組織運営規則、<u>国立大学法人東京農工大学職員就業規則(国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則を含む。)</u>、国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程及び国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程については、経営協議会及び教育研究評議会を経て役員会</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の機関の審議を経るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人東京農工大学組織運営規則、国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程及び国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程については、経営協議会及び教育研究評議会を経て役員会</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	

附 則 (規程第 60 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 3 日から施行する。